

<対策のポイント>

鶏卵価格が低落した場合、**経営規模に拘わらず**価格差補填を行い、更に低落した場合、**鶏舎を長期に空ける取組への奨励金や成鶏処理場への支援を充実**し、これらの予算を**新たに基金化**します。併せて**新たに鶏卵の需給見通しの作成**を支援することで、**鶏卵の需給と価格の安定**を図ります。

<政策目標>

食料・農業・農村基本計画における生産努力目標の達成 241万トン（令和7年度）

<事業の内容>

1. 鶏卵価格差補填事業

- 鶏卵の毎月の標準取引価格が補填基準価格を下回った場合、**経営規模に拘わらず**、その差額の9割を補填します（補填基準価格と安定基準価格の差額を上限）。〔2.の事業への協力金の拠出が要件〕

2. 成鶏更新・空舎延長事業

- 鶏卵の毎日の標準取引価格が安定基準価格を下回った場合、その下回る日の30日前から上回る日の前日までに、成鶏を出荷し、その後60日以上鶏舎を空ける取組への奨励金や成鶏処理場への支援を充実します。

<奨励金単価 ※()内は10万羽未満飼養生産者>

【拡充】・空舎期間60～90日 210円/羽 (270円/羽→**310円/羽**)

【新規】・空舎期間91～120日 **420円/羽 (620円/羽)**

【拡充】・食鳥処理場への奨励金 23円/羽→**47円/羽**

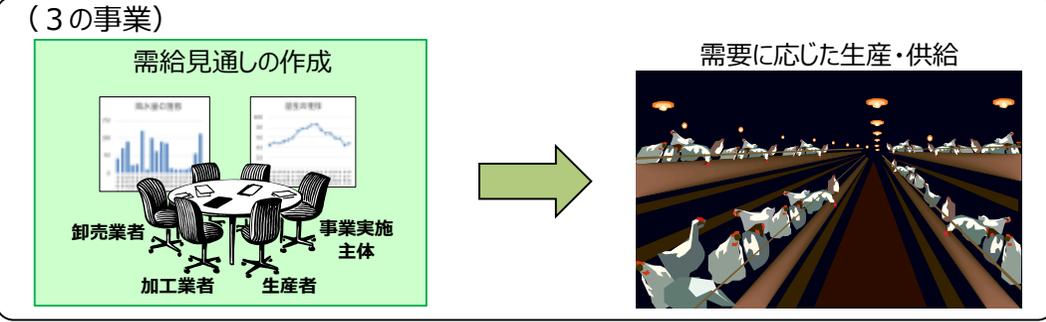
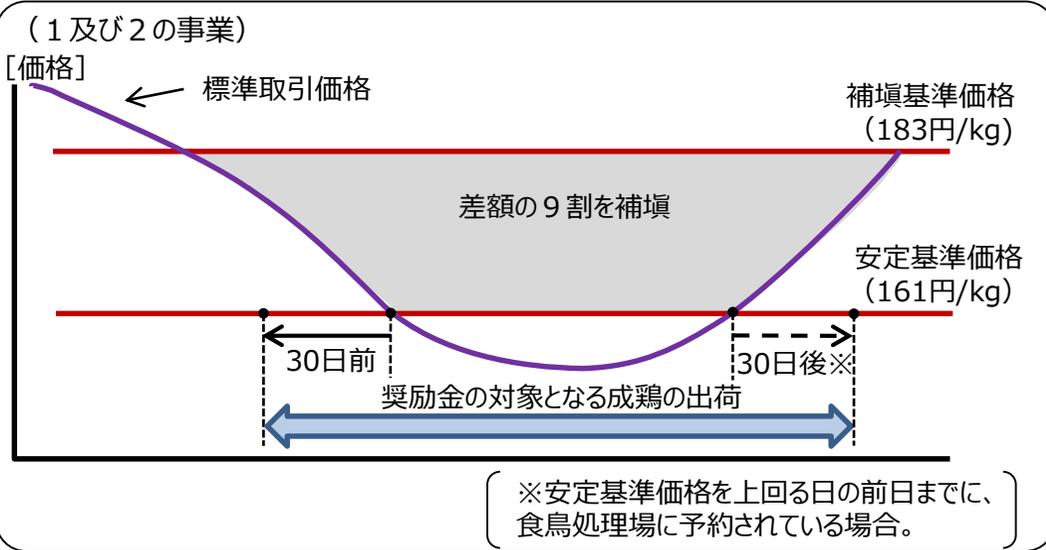
3. 需給見通しの作成【新規】

- 需要に応じた鶏卵の生産・供給を推進するため、事業実施主体による**鶏卵の需給見通しの作成**を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



【お問い合わせ先】 生産局食肉鶏卵課 (03-6744-2130)